

令和7年

第10回9月定例教育委員会議事録

令和7年9月24日

大野城市教育委員会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招 集 日 令和7年9月24日
- 開会時間 午前10時00分
- 閉会時間 午前10時40分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

### 3 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 議事録署名委員の指名

- 令和7年第9回8月定例会議事録の署名委員 關 知子 委員
- 令和7年第10回9月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員

#### (3) 議事

- 第34号議案 大野城市学校運営協議会委員の解任について
- 第35号議案 大野城市学校運営協議会委員の任命について
- 第36号議案 大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の制定について

#### (4) 報告 なし

#### (5) その他

- ①令和7年度大野城市「心の教育フェスティバル」について
- ②令和7年度大野城市心の教育「公開授業」について
- ③大野城市立中学校「学びの多様化学校」説明会のご案内
- ④教育長の職務代理に関する業務報告（8月～9月）
- ⑤教育委員会の主な行事・業務の予定（10月）

#### (6) 閉会

### 4 出席した委員等 高野 英機（教育長職務代理者） ・ 山口 典子 藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子

### 5 欠席した委員 なし

### 6 出席した職員 教 育 部 長 若山 純哉 教 育 総 務 課 長 光野 直隆 学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 松岡 真彦 学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 中原 英貴 教 育 支 援 課 長 山崎 栄子 ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ 教 育 総 務 課 係 長 川口 司寛 教 育 総 務 課 担 当 山口 剛侍郎 教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美

### 7 会議の書記 教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美

午前10時00分 開会

○教育長職務代理者（高野委員）

定刻になりましたので、ただいまより令和7年9月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴者はないようですね。

〔議事録署名委員の指名〕

○教育長職務代理者（高野委員）

それでは、議事録署名委員の指名に入らせていただきます。8月定例会にて關委員をお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

それでは、今回の議事録の署名については、山口委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔議事〕

○教育長職務代理者（高野委員）

それでは、次第3、議事に入らせていただきます。

〔第34号議案 大野城市学校運営協議会委員の解任について〕

○教育長職務代理者（高野委員）

第34号議案、大野城市学校運営協議会委員の解任について、山崎教育支援課長、説明をお願いいたします。

○山崎教育支援課長

それでは、第34号議案、大野城市学校運営協議会委員の解任について説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

学校運営協議会委員の解任につきましては、大野城市学校運営協議会規則第15条において、辞任の申出があった場合、教育委員会が認めるときは解任することとされております。

資料の2ページをお願いいたします。

今回、下大利小学校において、一身上の都合により委員の解任の申出がありましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

解任日は令和7年7月25日付となります。

解任日を遡る理由でございますが、委員が東大利区の副区長を辞任した旨、東大利区から学校及び市教育委員会に報告を受けたのが9月に入ってからでございましたので、今回の定例教育委員会にお諮りするものでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理人（高野委員）

ありがとうございました。

これについて、何かご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第34号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第34号議案について承認すべきものと決めます。

〔第35号議案 大野城市学校運営協議会委員の任命について〕

○教育長職務代理人（高野委員）

続けます。第35号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について、山崎教育支援課長、説明をお願いいたします。

○山崎教育支援課長

それでは、第35号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について説明をいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において、教育委員会が任命することとされております。

資料の4ページをお願いいたします。

今回、下大利小学校において委員の任命について申出がありましたので、これを報

告し、承認を求めるものでございます。

任命の期間は、令和7年9月24日から令和8年3月31日までとなります。

以上でございます。

○教育長職務代理者（高野委員）

それでは、ただいまの説明につき、ご質問はございますか。

ありませんね。

それでは、採決に入ります。

第35号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第35号議案について承認すべきものと決めます。

〔第36号議案 大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の制定について〕

○教育長職務代理者（高野委員）

続けます。第36号議案、大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いいたします。

○山崎教育支援課長

それでは、第36号議案、大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の制定について説明をいたします。

今回、資料の配付が当日になり、大変申し訳ございませんでした。本日お配りしております資料をご覧ください。

令和8年4月開校に向けて準備を進めております学びの多様化学校に関する事務取扱について定めた要綱となります。

2ページをお願いいたします。

第2条の対象者になります。学びの多様化学校の対象者は、こちらに記載しております第1号から第4号、いずれにも該当する者としております。第1号は、大野城市内に居住しており、原則として大野城市立の小学校または中学校に在籍する児童生徒であること。第2号は、年間30日以上欠席または不登校傾向であると認められると

いうこと。第3号は、学びの多様化学校に登校しようとする意欲や興味関心があること。第4号は、第5条で定める転入学検討委員会で、学びの多様化学校が最適な学びの場であると認められた児童生徒であるということとしております。

次に、第3条の就学できる生徒の数でございます。学びの多様化学校において就学できる生徒数は、原則として各学年10名を上限といたします。ただし、学びの多様化学校に在籍する生徒の数を勘案し、学びの多様化学校を所管する校長と市教委が協議の上、就学できる生徒数を毎年度定めることができるものいたします。

次に、第4条の就学の時期及び期間です。

3ページをお願いいたします。

第1項では、学びの多様化学校に就学する時期を毎年4月1日とすること。第2項では、就学できる期間を生徒の卒業までとすること。第3項では、例えば地元の学校に戻りたいなど、学びの多様化学校から転学を希望する場合には、教育委員会は多様化学校の校長と協議の上、就学すべき学校を指定するものいたします。

次に、第5条の転入学検討委員会です。第1項では、学びの多様化学校への転入学の可否を審査するため、大野城市転入学検討委員会を設置いたします。第2項では、検討委員会の構成を定めております。委員は10名以内で組織し、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援に関し識見を有する者、指導主事で構成することとしております。第9項では、検討委員会の審査結果を教育委員会に報告をするということとしております。

続きまして、第6条です。第6条は、転入学の手続を定めております。

4ページをお願いいたします。

第1項は、転入学を希望する児童生徒の保護者は、資料の5ページに定めます様式第1号を教育委員会に提出するものいたします。次に、第2項は、教育委員会は第1項に定める申請があったときは、在籍校の校長に対し、様式第2号の提出を求めるものいたします。第3項は、学びの多様化学校への転入学を希望する児童生徒の保護者は、教育委員会が実施する説明会、学校体験会及び相談会に参加するものいたします。第4項は、第5条第9項で教育委員会が受けた報告に基づき、申請者及び在籍校に通知をすることいたします。

最後に、附則です。本要綱につきましては、令和7年10月1日から施行することいたします。

説明は以上になります。

○教育長職務代理人（高野委員）

ありがとうございました。第36号議案について説明が終わりました。質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

では、私から質問です。これは、10月4日に第1回の説明会があるみたいですが、すでに申し込みがあっていますか。

○山崎教育支援課長

10月4日の説明会の申込みは徐々に受け付けているところでございます。

○教育長職務代理人（高野委員）

何名ほどでしょうか。

○山崎教育支援課長

2日間に分けて開催するようにしていますが、今現在、1回目が30人ぐらい、2回目は20人ぐらいの申込みをいただいているところです。

○教育長職務代理人（高野委員）

結構あるんですね。

他、ご質問ございませんか。

では、私からお尋ねしてもいいですか。各学年、原則10名を限度とされているんですけど、超えるときはどのぐらいまでという判断はどういうところですか。

○山崎教育支援課長

全体で30人ぐらいになるように、各学年が、例えば3年生は12人受けるけど、2年生は8人になるとか、学年によって若干の差は出てくる可能性があるかと思います。全体としては30人がマックスかなというのは思っているところです。

○教育長職務代理人（高野委員）

続けて質問していいですか。各学校でも不登校の子どもたちの教室があるじゃないですか。そういった教室において、各学校で定数の制限とかあるんですか。

○山崎教育支援課長

基本的には人数の制限とか定員というのは設けてはいないんですけれども、やはり教室のキャパシティの限界がありますので、入り切れないときは、例えば時間で交代制にするというような運用をされている学校もございます。

○教育長職務代理者（高野委員）

ありがとうございます。他、よろしいですか。

山口委員。

○山口委員

意見書を提出して、検討委員会で検討があって、通知書という流れになると思うんですけれども、通知書のところに転入学の可否とか、認めない場合の理由という項目がありますが、申込が多かった場合はこういった基準で判断されようとしているのかをお願いいたします。

○山崎教育支援課長

なかなか難しいなと思っているんですけれども、体験会なども行いますので、体験会の様子だとか、出席日数なども一つの勘案材料となるものと思っています。あと、本人の行きたいという意欲なども、面談を行っていきますので、その面談の中で本人とよく話をして、学びの多様化学校だったら行けるという気持ち強い、欠席日数の多いお子さんというところを優先的に入学していただけたらなと考えているところです。

○教育長職務代理者（高野委員）

よろしいですか。

山口委員。

○山口委員

出席日数をというのは欠席日数が多い生徒さんを優先という、そういう基準になるということですか。

○山崎教育支援課長

それだけではないだろうとは思っているんですけども、選考しなければならなくなった場合には、欠席日数が少ないということは学校には行けているということでもありますので、全然学校に行くことができていない方で、やり直したいという強い思いを持っているお子さんを優先的に選考していくことになるのかなと思っています。

○山口委員

難しいですね。

○教育長職務代理者（高野委員）

よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員

資料の3ページの第4条に、就学する時期は毎年4月1日とするとありますので、途中での入学などは基本的には行わない予定でしょうか。

○教育長職務代理者（高野委員）

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

申込みが少なかった場合は途中でということも考えられるかと思っておりますが、現状の説明会の申込み状況などを見ても、既に50人ぐらい申し込まれているという状況もありますので、なかなか途中で入るということは現状では難しいのかなと思っております。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○教育長職務代理者（高野委員）

そのほかにご質問。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、採決に移りたいと思います。  
第36号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第36号議案について承認すべきものと決めます。

〔報告〕

○教育長職務代理人（高野委員）

次第の4、報告。

今回、報告すべき事項はございません。

〔その他〕

- （1）令和7年度大野城市「心の教育フェスティバル」について
- （2）令和7年度大野城市心の教育「公開授業」について
- （3）大野城市立中学校「学びの多様化学校」説明会のご案内
- （4）教育長の職務代理に関する業務報告（8月～9月）
- （5）教育委員会の主な行事・業務の予定（10月）

○教育長職務代理人（高野委員）

それでは、これをもちまして9月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会